

## 運動部活動改革の目的・目標について

### 1. 中学校等の生徒の運動・スポーツ環境の改善

- ・運動部活動の改革は、教師の働き方改革に対応するためだけのものではなく、中学校等（※）の生徒をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境を実現するためのものである。

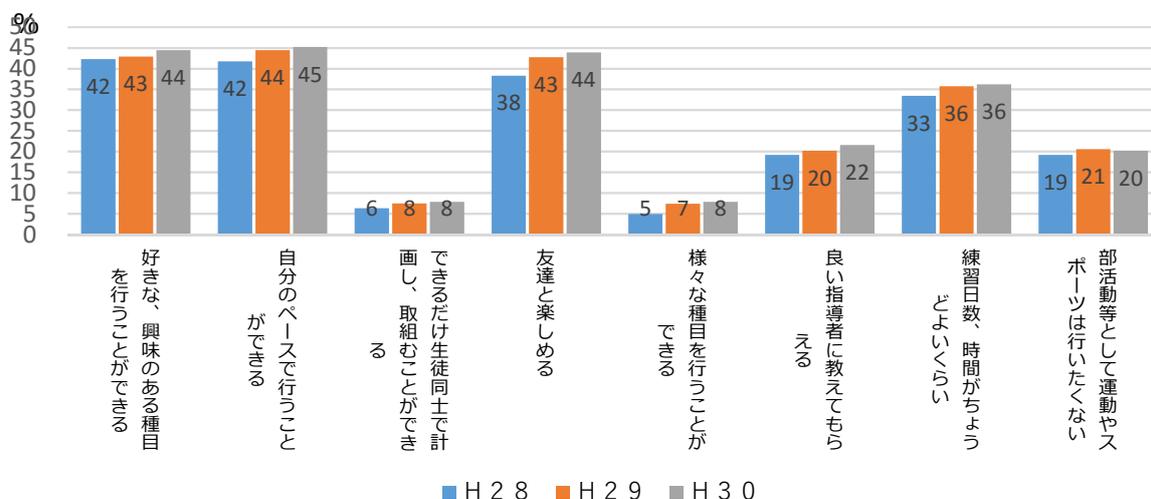
※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部

- ・そのため、運動部活動の地域移行は、単に運動部活動の実施主体を学校から地域のスポーツ団体等へ移行するのではなく、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境の実現につなげていく必要がある。

- ・日本中学校体育連盟の調査<sup>1</sup>によれば、運動部に所属している中学生は全生徒の約60%となっており、所属生徒数や所属割合は年々減少傾向にある。

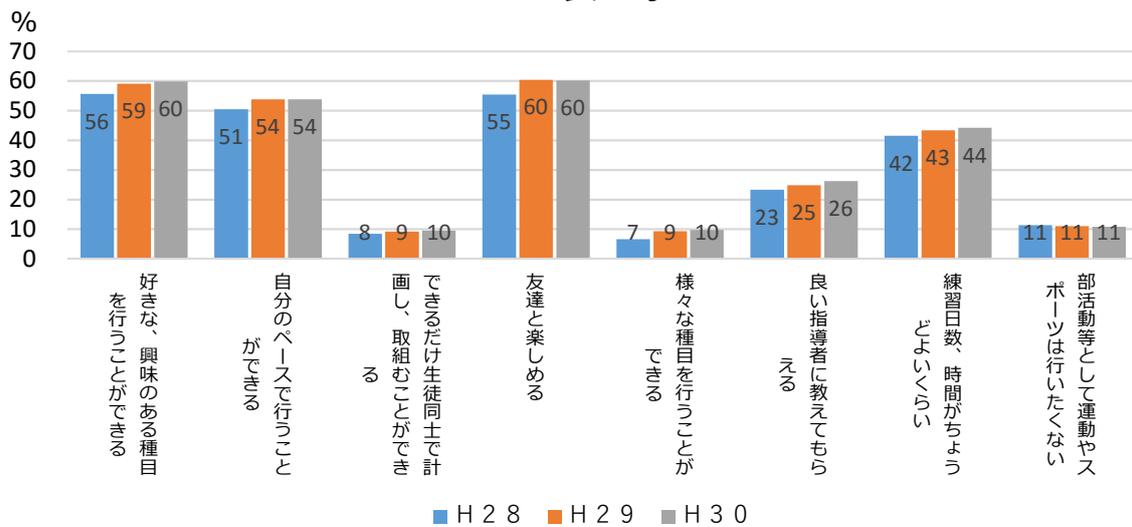
- ・また、平成28年度から30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない生徒に対して、「どのような条件があれば運動部活動に参加したいと思うか」という質問を行ったところ、回答（複数回答）としては以下のとおりであり、運動部等に所属していない生徒であっても、ふさわしい環境があれば参加したいと考えている生徒が多い状況が分かる。

#### 男子



<sup>1</sup> 公益財団法人日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」

女子



- ・上記のような状況や、別紙参考資料に掲げるスポーツ基本法やこれまで出された各種提言等を踏まえ、運動部活動を地域移行するに当たり、運動部に所属していない生徒も含め、技能の程度、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、すべての中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境として、どのような地域スポーツの在り方を目指すか。

2. 地域スポーツの振興

- ・運動部活動の地域移行は、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ環境構築だけでなく、他の世代にとっても地域スポーツ環境の改善につなげていくことが必要である。
- ・地域のスポーツ環境には、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、自治体・地域の運動教室等があるが、総合型地域スポーツクラブの会員における中学生の割合は 3.3%（令和 2 年度）、スポーツ少年団員における中学生の割合は 12.4%（80,208 人）（令和元年度）等、地域のスポーツ環境に参画する中学生は多くはないのが現状<sup>2</sup>である。
- ・一方で、運動部活動の地域移行を進め、地域のスポーツ環境への中学生の参画を促進することで、例えば以下のような効果が期待できる。
  - －地域スポーツ環境において多様な種目の場が提供されることにより、より幅広

<sup>2</sup>スポーツ庁「令和 2 年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」（令和 3 年 4 月）  
 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団「令和元年度スポーツ少年団育成報告書」（令和 2 年 7 月）

ニーズに応えられるようになること  
—幅広い世代が参加する地域スポーツ環境の構築により、生涯を通じた運動習慣作りが促進されること

- ・また、地域のスポーツ環境については、地域で気軽にスポーツをできる場、プログラム、指導者の整備が不十分であるという課題の他、行政、体育協会、学校、指導者等の関係団体・関係者の連携や人材の活用が不十分であるという課題が指摘されている。
- ・上記のような状況等を踏まえ、中学校等の生徒が参画したくなるようなスポーツ環境の実現と、地域住民全体にとってより良いスポーツ環境の整備の両立といった観点から、どのような地域スポーツ環境を目指すべきか。また、運動部活動を地域に移行することにより、地域スポーツの振興の観点から期待できる効果として、上記の他どのような点が挙げられるか。

(参考)

## 中学校等の生徒にふさわしいスポーツ環境に係る法律の規定・提言等

### ○スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抄）

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

## ○第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月）（抜粋）

## 第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

## (1) スポーツ参画人口の拡大

## ①若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

## 〔施策目標〕

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

## ②学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

## 〔施策目標〕

学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。

その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を 80%（平成 28 年度現在 58.7 %→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成 28 年度現在 16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和 60 年頃の水準まで引き上げることを目指す。

## ○運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月）（抜粋）

## 2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

## 3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

- ③生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等がいます。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望まれます。

## ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）（抜粋）

## 前文

- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

## (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

## ○中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）（抜粋）

## 第 1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

## 第 2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第 1 学年及び第 2 学年〕

## 1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

〔体育分野 第 3 学年〕

## 1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

○中央教育審議会教育課程部会 体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ  
審議のまとめ（平成 28 年 8 月 26 日）（抜粋）

1. 現行学習指導要領の成果と課題

- 体育科、保健体育科については、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、体育と保健の一層の関連や発達段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図りつつ、指導と評価の充実を進めてきた。その際、「技能」、「態度」、「知識、思考・判断」のバランスのとれた指導に留意するとともに、学習したことを実生活、実社会において生かすことを重視する等、知識や技能の習得や向上のみに偏らない指導に留意してきた。
- 体育については、小学校、中学校、高等学校の 12 年間の系統性を 4 年ごとに整理し、児童生徒の発達の段階に応じた指導の充実を図ってきた。小学校第 1 学年から第 4 学年までを「各種の運動の基礎を培う時期」とし、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てること等を目指した。小学校第 5 学年から中学校第 2 学年までを「多くの領域の学習を経験する時期」とし、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てること等を目指した。中学校第 3 学年から高等学校卒業までを「卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期」とし、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることを目指した。

- 第3期スポーツ基本計画等の策定・改訂に関する健康スポーツ部会からの提言  
(令和3年9月28日スポーツ審議会スポーツ基本計画部会資料3)(抜粋)

### 論点3：地域スポーツ環境について

#### 主な現状・課題

- 行政の企画や保健部門等においてスポーツを住民の健康増進、子育て支援、介護予防等の地域の課題解決に活用できるとの認識が不十分
- 行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラブ、指導者、医師等の関係団体・関係者の連携や人材の活用が不十分
- リーダーシップを持ち、関係者をまとめて、地域スポーツ環境の改善をコーディネートする人材が不足
- 地域で気軽にスポーツができる場、プログラム、指導者の整備が不十分

#### 主な方向性

- ◆ 地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進やスポーツ実施振興施策等に関する理解を促進
- ◆ 地方公共団体、スポーツ団体、学校、医療機関、民間事業者等の関係団体や地域スポーツコミュニティなど既存の地域連携組織、運動・スポーツ指導者や地域のアスリート、医師等の人材の活用を促進
- ◆ 誰もが地域の状況（民間スポーツクラブの有無等）に影響されずにスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等を通じ、地域で支えるスポーツ環境づくりを推進

#### ○関係者の連携の促進

- ✓ 地方公共団体におけるスポーツ主管課と健康福祉（介護予防）主管課が連携してモデル事業の実施などスポーツを通じた健康づくりを促進するべきではないか
- ✓ スポーツに関係する団体やアスリートなどの人材の連携促進のため、既存の地域連携組織の活用、各団体の体制整備の促進、スポーツ推進委員など連携をコーディネートする人材や組織の育成を強化するべきではないか
- ✓ 専門性を有する運動・スポーツ指導者や医師・保健師等の医療・介護分野との連携を促し、安心・安全かつ健康に対する効果が得られるスポーツの場・プログラム・指導者を整備するとともに、そうした場に係る情報の見える化を行うべきではないか

#### 主な施策案

#### ○スポーツ実施の場所や方法に関する環境整備・情報発信

- ✓ 特に民間スポーツクラブ等がない地域での早期の環境整備を目指すなど、地域の状況や家庭の状況等によらずスポーツを実施できるような地域の場（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、フィットネスクラブ等）について、地域住民や地方公共団体等による環境の整備をさらに促進するべきではないか
- ✓ 公共利用を目的とした学校体育施設の開放を促進するとともに、利用者とスポーツ施設のマッチング体制や予約システムを整備してはどうか
- ✓ 各利用者が自分に合ったスポーツを楽しめるよう、施設等の利用ルールの再検討を促進するべきではないか

4